

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

改 正 案	現 行
<p>（公開買付けの適用除外となる買付け等）</p> <p>第六条の二 （略）</p> <p>2 法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第二条第八項第十号に掲げる行為（次に掲げる要件の全てを満たすものとして金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われるものに限る。）による有価証券（金融商品取引所に上場されているものに限る。以下この号において同じ。）の取引（当該有価証券が特定上場有価証券である場合にあつては、特定投資家等のみを当事者として行われるものに限る。）</p> <p>イ 電子情報処理組織を使用して行われた売付け若しくは買付けの申込み又は売買についてその対象となつた有価証券の種類、銘柄、価格その他当該申込み又は売買の内容を示すべき事項として内閣府令で定める事項が直ちに公表されることとなつていること。</p> <p>ロ 電子情報処理組織を使用して行われる売付け若しくは買付け</p>	<p>（公開買付けの適用除外となる買付け等）</p> <p>第六条の二 （略）</p> <p>2 法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第二条第八項第十号に掲げる行為（次に掲げる要件の全てを満たすものとして金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われるものに限る。）による有価証券（金融商品取引所に上場されているものに限る。以下この項において同じ。）の取引（当該有価証券が特定上場有価証券である場合にあつては、特定投資家等のみを当事者として行われるものに限る。）</p> <p>イ 電子情報処理組織を使用して行われた売付け若しくは買付けの申込み又は売買についてその対象となつた有価証券の種類、銘柄、価格その他当該申込み又は売買の内容を示すべき事項として内閣府令で定める事項が直ちに公表されることとなつていること。</p> <p>ロ 電子情報処理組織を使用して行われる売付け若しくは買付け</p>

の申込み又は売買に係る売買価格の決定方法が競売買の方法その他多数の者の参加の下に価格の形成が行われる方法として内閣府令で定める方法であること。

ハ 電子情報処理組織を使用した買付けの申込みに係る有価証券を所有する者が当該電子情報処理組織を使用して当該有価証券を適時に売却する機会が確保されていると認められること。

三 取引所金融商品市場に準ずるものとして金融庁長官が指定する

外国金融商品市場における競売買の方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法による有価証券の取引

3・4 (略)

(公開買付規制の適用となる買付け等)

第七条 (略)

2・6 (略)

7 法第二十七条の二第一項第六号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等とする。

一 前条第二項第二号及び第三号に掲げる取引による株券等の買付け等であつて株券等の買付け等の後ににおける株券等買付者（株券等の買付け等の買付け等を行う者をいう。次号において同じ。）の所有に係る株券等の株券等の株券等所有割合が三分の一を超える場合における当該株券等の買付け等

二 (略)

の申込み又は売買に係る売買価格の決定方法が競売買の方法その他多数の者の参加の下に価格の形成が行われる方法として内閣府令で定める方法であること。

ハ 電子情報処理組織を使用した買付けの申込みに係る有価証券を所有する者が当該電子情報処理組織を使用して当該有価証券を適時に売却する機会が確保されていると認められること。

(新設)

(公開買付規制の適用となる買付け等)

第七条 (略)

2・6 (略)

7 法第二十七条の二第一項第六号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等とする。

一 前条第二項第二号に掲げる取引による株券等の買付け等であつて株券等の買付け等の後ににおける株券等買付者（株券等の買付け等の買付け等を行う者をいう。次号において同じ。）の所有に係る株券等の株券等所有割合が三分の一を超える場合における当該株券等の買付け等

二 (略)